



長野県報

4月24日(木)

平成15年

(2003年)

第1450号

目次

規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正の規則(生活文化課NPO活動推進室) 1

告示

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成を担当する機関の指定(厚生課) 2

生活保護法に基づく指定介護機関からの主たる事務所の所在地の変更の届出(厚生課) 2

生活保護法に基づく指定介護機関からの業務廃止の届出(厚生課) 3

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課) 3

保安林予定森林にする旨の通知(森林保全課) 4

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正(監理課) 5

都市計画事業の認可(都市計画課) 7

地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結(監査委員事務局) 7

計量法に基づく特定計量器の定期検査(産業技術課) 7

地方自治法に基づく包括外部監査の事務を補助する者の氏名等(監査委員事務局) 10

公告

一般競争入札(交通政策課) 10

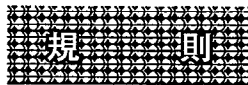
一般競争入札(2件)(管財課) 11

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認可申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) 12

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(産業振興課) 13

平成15年度職業訓練指導員試験(産業活性化・雇用創出推進局) 13

土地改良区の定款変更の認可(2件)(土地改良課) 14



特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第38号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年長野県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第10号及び第11号」を「第7号及び第8号」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 法第23条第2項の規定が適用される場合における第2条第2項の適用については、同項中「申請」とあるのは、「届出」とする。

第5条第2項中「及び」を「並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに」に改める。

第7条第2項の表中「及び第8号に規定する書類並びに」を「の書類、」に、「の登記に」を「(法第39条第2項において準用する場

合を含む。)の登記に」に、「写し」を「写し及び法第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録」に、

「設立又は合併の登記完了後、遅滞なく」を

「法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の提出時」に改める。

第9条第2項中「(明治29年法律第89号)」を削る。

様式第4号中「特定非営利活動法人の名称」を代表者氏名に改める。

「特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地 名称」に改める。代表者氏名

附則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

生活文化課NPO活動推進室